

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針新旧対照表

現 行	改正案
<p>Ⅱ－３－５ インターネットバンキング</p> <p>Ⅱ－３－５－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 内部管理態勢の整備 (略)</p> <p>(2) セキュリティの確保</p> <p>情報セキュリティに関する検討会の検討内容等を踏まえ、体制の構築時及び利用時の各段階におけるリスクを把握した上で、自らの顧客や業務の特性に応じた対策を講じているか。また、個別の対策を場当たりに講じるのではなく、セキュリティ全体の向上を目指すとともに、リスクの存在を十分に認識・評価した上で対策の要否・種類を決定しているか。</p> <p>インターネットバンキングに係る情報セキュリティ全般に関するプログラムを作成し、必要に応じて見直す体制を整えているか。特に、本人認証については、個々の認証方式の各種犯罪手口に対する強度を検証した上で、取引のリスクに見合った適切な認証方式を選択しているか。</p> <p>ホームページのリンクに関し、利用者が取引相手を誤認するような構成になっていないか。また、フィッシング詐欺対策については、利用者がアクセスしているサイトが真正なサイトであることの証明を確認できるような措置を講じる等、業務に応じた適切な不正防止策を講じているか。</p> <p>(注) 情報の収集に当たっては、金融関係団体や金融情報システムセンターの調査等のほか、情報セキュリティに関する検討会や金融機関防犯連絡協議会における検討結果、金融庁・警察当局から提供された犯罪手口に係る情報などを活用することが考えられる。</p> <p>(参考1) セキュリティに関する基準としては、「金融機関等コンピュータシ</p>	<p>Ⅱ－３－５ インターネットバンキング</p> <p>Ⅱ－３－５－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 内部管理態勢の整備 (略)</p> <p>(2) セキュリティの確保</p> <p>情報セキュリティに関する検討会の検討内容等を踏まえ、体制の構築時及び利用時の各段階におけるリスクを把握した上で、自らの顧客や業務の特性に応じた対策を講じているか。また、個別の対策を場当たりに講じるのではなく、セキュリティ全体の向上を目指すとともに、リスクの存在を十分に認識・評価した上で対策の要否・種類を決定しているか。</p> <p>インターネットバンキングに係る情報セキュリティ全般に関するプログラムを作成し、必要に応じて見直す体制を整えているか。特に、本人認証については、<u>個々の認証方式の各種犯罪手口に対する強度を検証した上で、個人・法人等の顧客属性を勘案し、例えば、可変式パスワードや電子証明書といった、固定式のID・パスワードのみに頼らない認証方式の導入を図るなど、取引のリスクに見合った適切な認証方式を選択しているか。</u></p>

システムの安全対策基準・解説書」(金融情報システムセンター)などがある。

(参考2) リスクの把握に当たって参考となるものとしては、情報セキュリティに関する検討会における検討資料がある。

(3)・(4) (略)

(3)・(4) (略)

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針新旧対照表

現 行	改正案
<p>Ⅲ-4-5 アームズ・レンジス・ルール</p>	<p>Ⅲ-4-5 アームズ・レンジス・ルール</p> <p><u>アームズ・レンジス・ルールは、銀行と銀行グループ内会社等との利益相反取引を通じて銀行経営の健全性が損なわれること等を防止するための規定であり、以下の点に留意する。</u></p> <p><u>(1) 銀行グループ内において業務委託、その他の取引を行う場合に、アームズ・レンジス・ルールに違反していないかにつき銀行において適切に検証が行われているか。</u></p> <p><u>例えば、以下のような取引又は行為は、原則として、銀行法施行規則第14条の10又は第14条の11に規定する取引又は行為に該当することから、かかる取引又は行為を行うにあたっては、法第13条の2ただし書及び施行規則第14条の8に基づく内閣総理大臣の承認を受けているか。</u></p> <p>① <u>賃料・手数料減免</u>                  ② <u>金利減免、金利支払猶予</u>                  ③ <u>債権放棄、DES（デット・エクイティ・スワップ）</u>                  ④ <u>特定関係者が債務超過である場合等における増資等の引受け</u></p>

現 行	改正案
<p>法第 13 条の 2 ただし書の承認の申請があったときは、当該申請をした銀行が法第 13 条の 2 各号に掲げる取引又は行為をすることについて施行規則第 14 条の 8 各号に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するが、その際留意すべき項目は以下のとおり。</p> <p>(1) 施行規則第 14 条の 8 第 3 号に該当する場合</p> <p>① 特定関係者が経営危機に陥り再建支援の必要な状況か。</p> <p>② 特定関係者が再建支援を受けるに当たり、十分な自助努力及び経営責任の明確化が図られているか。</p> <p>③ 特定関係者を整理・清算した場合に比べ、当該取引又は行為を行うことに経済的合理性があるか。</p> <p>④ 債権放棄や金銭贈与の場合には、経営改善計画の期間中の支援による損失見込額の全額について、当該計画開始前に償却・引当を行うこととしているか。</p> <p>なお、承認に当たっては、特定関係者の経営改善計画の確実な履行を図る観点から、必要に応じ、以下の条件を付すものとする。</p> <p>a. 特定関係者の経営改善計画を確実に履行させるよう図ること。</p> <p>b. 特定関係者の経営改善計画の履行状況、履行状況に対する銀行の認識、当該特定関係者に対する銀行の経営管理方針について、経営改善計画の期間中、事業年度毎に報告すること。</p> <p>c. 特定関係者の経営改善計画の履行状況が不十分である場合、特定関係者の業務の見直しを含め、経営改善計画の抜本的な見直しを検討すること。</p> <p>(2) 施行規則第 14 条の 8 第 4 号に該当する場合</p> <p>銀行が特定関係者との間で当該取引又は行為を行わなければ今後より大きな損失を被ることになることが社会通念上明らかであるか。</p>	<p>(2) 法第 13 条の 2 ただし書の承認の申請があったときは、当該申請をした銀行が法第 13 条の 2 各号に掲げる取引又は行為をすることについて施行規則第 14 条の 8 各号に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するが、その際留意すべき項目は以下のとおり。</p> <p>① 施行規則第 14 条の 8 第 3 号に該当する場合</p> <p>イ. 特定関係者が経営危機に陥り再建支援の必要な状況か。</p> <p>ロ. 特定関係者が再建支援を受けるに当たり、十分な自助努力及び経営責任の明確化が図られているか。</p> <p>ハ. 特定関係者を整理・清算した場合に比べ、当該取引又は行為を行うことに経済的合理性があるか。</p> <p>ニ. 債権放棄や金銭贈与の場合には、経営改善計画の期間中の支援による損失見込額の全額について、当該計画開始前に償却・引当を行うこととしているか。</p> <p>なお、承認に当たっては、特定関係者の経営改善計画の確実な履行を図る観点から、必要に応じ、以下の条件を付すものとする。</p> <p>a. 特定関係者の経営改善計画を確実に履行させるよう図ること。</p> <p>b. 特定関係者の経営改善計画の履行状況、履行状況に対する銀行の認識、当該特定関係者に対する銀行の経営管理方針について、経営改善計画の期間中、事業年度毎に報告すること。</p> <p>c. 特定関係者の経営改善計画の履行状況が不十分である場合、特定関係者の業務の見直しを含め、経営改善計画の抜本的な見直しを検討すること。</p> <p>② 施行規則第 14 条の 8 第 4 号に該当する場合</p> <p>銀行が特定関係者との間で当該取引又は行為を行わなければ今後より大きな損失を被ることになることが社会通念上明らかであるか。</p>

